2.2　この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為（いずれの者によるかを問わない。）であって次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1　郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2　変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を製造し、使用し、流布し、商用化し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は掲示する行為（カタログ及び広告目的のものを含む。）

2.2.3　既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4　これらの違反行為の未遂

3　相互主義

3.1　処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

第四条

条約第十二条を次のように改める。

第十二条　外国における通常郵便物の差出し

1　いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2　1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3　名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体がこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

4　いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第二十八条15に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

第五条

条約第十四条を次のように改める。

第十四条　業務の質

0の二　業務の質

0の二.1　業務の質には、効率的で利用しやすく、質の高い普遍的な郵便業務を確保するため、業務の提供のあらゆる側面に焦点を当てた活動を含むものとする。

0の二.2　業務の質に関する活動には、電子商取引並びに需要及びサプライチェーンの管理に焦点を当てた強固な、かつ、信頼し得るネットワークによって推進される評価、質の改善、認証及び遵守に関する活動を含むが、これらに限定されない。

0の三　業務の質に関する基準及び目標

0の三.1　加盟国又はその指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、書類を包有する自国宛ての通常郵便物（義務的な追跡を伴うもの及び義務的な追跡を伴わないもの）の配達に関する基準及び目標を定め、公表し、及び更新する。

0の三.2　加盟国又はその指定された事業体は、適切な通報類集において定めるとおり、物品を包有する自国宛ての追跡郵便物の配達に関する基準及び目標を定め、公表し、及び更新する。

0の三.3　加盟国又はその指定された事業体は、適切な通報類集において定めるとおり、物品を包有する郵便物の最も重要な名宛地に関する輸出の基準及び目標を定め、及び公表する。

0の三.4　これらの基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される基準及び目標よりも不利なものとしてはならない。

0の三.5　加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第六条

条約第十六条を次のように改める。

第十六条　郵便料金の免除

1　原則

1.1　郵便料金の免除（郵便料金納付の免除）は、この条約に明文の定めのある場合に限って行う。もっとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は地域連合が差し出し、かつ、郵便業務に関連する通常郵便物及び小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、地域連合、加盟国又は指定された事業体宛てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物については、郵便料金を免除する。もっとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。